

「滞納処分による差押えの解除等の申請書(19号)」の書き方

この「滞納処分による差押えの解除等の申請書(19号)」は、国税通則法第105条第5項の規定に基づき、審査請求人が、徴収の所轄庁（国税局長、税務署長又は税関長）に担保を提供した上で、国税不服審判所長が審査請求の目的となった処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを徴収の所轄庁に求めることを、国税不服審判所長に申請する場合に使用します。

- 1 代理人が提出される場合には、審査請求人の押印は必要ありません。
- 2 「滞納処分による差押えをしないこと」又は「既にされている滞納処分による差押えを解除すること」の記載については、不要な記載を二重線等で抹消してください。
- 3 「1 審査請求」の「(2) 原処分」欄には、この申請書により、滞納処分による差押えの解除等を求める審査請求の目的となった処分名を記載してください。
- 4 「3 差押えの解除を求める物件」欄は、既にされている滞納処分による差押えを解除することを申請する場合に記載してください。
- 5 「4 差押えの解除等を求める事情」欄には、その事情をなるべく具体的に記載してください。記載欄が不足する場合には、適宜の用紙に記載の上、提出してください。